

千葉県告示第30号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月16日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月16日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 村田町19号線	中央区村田町421番から 中央区村田町342番1まで	令和2年1月16日
市道 村田町46号線	中央区村田町342番1から 中央区村田町842番1まで	令和2年1月16日